

研究種目：若手研究 (B)

研究期間：2007～2009

課題番号：19730005

研究課題名 (和文) 学校教育紛争処理システムの構築に向けた法社会学的研究

研究課題名 (英文) A Sociolegal Study for Construction of School Dispute Resolution Systems

研究代表者

土屋 明広 (TSUCHIYA AKIHIRO)

岩手大学・教育学部・准教授

研究者番号：50363304

研究成果の概要 (和文) : 学校教育紛争、とくに学校と保護者との間で生じる紛争の適切かつ迅速な処理システムを構築するため、既存の教育 ADR 機関ならびに現在の学校と保護者の関係性に関する実態調査を行った。その結果、近年の教育改革と社会変化は公教育の「私化」を引き起こすことで、学校と保護者とを対話可能な関係性並びに対立が顕在化しやすい関係性へと再編しつつあることが判明した。このような関係性変容を踏まえれば、学校教育紛争処理システムを構築するに際しては、当事者双方による議論による合意創出を可能にする機能について考慮しなくてはならない。

研究成果の概要 (英文) : Today, school disputes, especially schools-parents disputes are growing. This study aims to delineate the basic lines for a construction of school dispute resolution systems that can resolve disputes speedily and appropriately. Through researches of education ADR that are established by some municipalities, this study results the following some points : (a)the recent education reforms and social changes cause privatizations of public education that include reorganizations of relationships between school and parents, (b)the reorganizations mean a great increase of possibilities of communications and disputes between them, so, (c) the basis of school ADR needs functions that are possible to discuss for parties and create their mutual agreements.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2007 年度	500,000	0	500,000
2008 年度	500,000	150,000	650,000
2009 年度	400,000	120,000	520,000
年度			
年度			
総計	1,400,000	270,000	1,670,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・基礎法学

キーワード：法社会学、紛争処理論、ADR、学校教育紛争、フィールドワーク

## 1. 研究開始当初の背景

(1) 現在の学校現場において生じる紛争(学校教育紛争)は多様化しつつある。これまでの体罰やいじめといった児童生徒の人権・権利保障の問題に加えて、保護者から学校に対して「無理難題要求」がなされたり、学校が保護者同士の争いに巻き込まれることで三者間での紛争へと転態したりといったものが頻出している。しかし、どのような性質のものであったとしても、学校教育紛争に対しては適切かつ迅速な処理(解決)が求められる。その理由は、紛争の不適切かつ長期的処理は、学校における教育的営為への負の影響が大であると考えられるからである。そして、その紛争処理に対しては児童生徒の人権・権利保障はもとより、当事者の納得や満足度、当事者同士の関係性の修復への配慮が必要であるとされている。

(2) しかし、これまでの学校教育紛争処理を主に担ってきた学校や教育行政機関、訴訟に対して、その限界が指摘されはじめている。その限界とは、それらの処理方法は、紛争当事者を疎外する一方的かつ専断的な裁定であること、そのため当事者の納得・満足を得られないばかりか、権利義務関係として事案を処理する点で、紛争の動的かつ的確な把握や紛争後への配慮を十分に成しえないものであること、さらに直接間接に関わる当事者の知人や地域住民といった様々な人々について顧慮しないことといった諸点である。以上のことから、学校教育紛争処理には従来の処理システムとは異なる新しいシステムの構築が必要とされてきた。

(3) その一方で、近年、地方自治体レベルでは、従来の行政的処理や訴訟による処理とは異なる学校教育紛争処理機関が設置され始めている(教育ADR)。それらの機関は、保護者と学校(教師)との間で生じた紛争、なかでも学校現場だけでは対応困難な状態に陥った紛争に対して、第三者的に紛争を調査した上で介入したり、学校や保護者に対してアドバイスを与えたりするものとして設計されている。これら新生の教育ADR機関が、上記の適切かつ迅速な処理をもたらすものであるのか否かの検証が求められている。

## 2. 研究の目的

学校と保護者間で生じる紛争は、発達段階

にある当該児童生徒に与える影響が大きく、また権利義務関係に基づく処理やゼロサムの処理方法は、その後、当該児童生徒の学校生活にマイナスの状態をもたらすものと考えられる。そのため、学校教育紛争は適切かつ迅速な処理が求められることになる。本研究は、学校教育紛争処理システムの構築を目指すものであるが、具体的には、以下の諸点を目的として設定している。

①学校教育紛争処理システム構築の準備作業として、近年の教育改革に加えて、より包括的な社会変化を解明する。具体的には、教育ADR機関の運営実態や制度に関する調査を通して、制度改革や社会変化がいかに教育現場、そして学校と保護者との紛争に影響を与えているかを明らかにする。

②既存の教育ADR機関が現在の学校教育紛争処理にとって適切かつ迅速な処理をなしうるものか否かを明らかにする。

## 3. 研究の方法

### (1) 教育ADR機関の調査研究

本研究が予定している調査は福岡市教育委員会が設置している機関、港区が設置している機関である。その調査を通じて、既存の教育ADR機関の制度、手続、運用実態や設立に至る過程を明らかにする。

### (2) 紛争調査

上記調査のなかで、現在生じている学校教育紛争の特質や規定因についても調査を行う。具体的には、調査対象者から経年的な紛争の質・量の変化、保護者と学校との関係性の変化などをヒアリング調査する。

### (3) 理論研究

学校教育紛争への処理システム構築にとって、処理システムについての理論研究を行う。この研究は紛争処理とは何か、そして何を目的とするものであるのかという原理的な考察である。さらに現在の学校をめぐる状況についての理論研究も行う。現代的状況に適した処理システムを考察するためである。前者については、紛争処理システムについての研究蓄積のある法社会学文献を収集し、分析する。後者については、教育行政学や教育社会学の研究を検討する。

#### 4. 研究成果

##### (1) 教育 ADR 機関等の調査

①これまでのデータをまとめつつ、東京都港区教育委員会が設置している機関の調査を行った。区教委担当者から現在の運営状況や設置に至る経緯、その背景的な要因について質問し、回答を得た。

②報告者の勤務地が福岡県福岡市から岩手県盛岡市へと移動したことで、従来から取り組んでいた福岡市教育委員会設置機関への継続的な調査が困難になったことから、新たに盛岡市教育委員会への調査を開始した。盛岡市教委は教育 ADR 機関を設置しているわけではないが、行政機関による学校教育紛争処理についての調査は以下の点で有意義と思われるからである。第一に、従来なされてきた批判（「研究開始当初の背景」）の検証を行うことが可能になると考えられること、第二に、これまでの調査が大都市に偏る傾向にあったため、中堅都市を調査することで、比較が可能になると考えたからである。この点については、地方においては紛争の形態はあまり変化がないとの回答を得ているが、この点とともに処理方法については更なる調査が要される。

##### (2) 理論研究

①学校教育紛争処理システムの目的論については、文献収集を行い、分析した。研究を行った。また、

②教育の変化については、教育制度改革と社会変化とを関連付ける文献を収集し、分析を行った。特に、公教育の「私化」、学校と保護者との「消費関係」化に焦点を当てた。

(3) 上記の研究を通じて、明らかになったことは以下の点である。

①紛争の発生因、展開の規定因に、学校と保護者との関係性の「私化」がある。この「私化」とは、学校と保護者とが教育サービス提供者と消費者との関係として再編された結果、消費者である保護者は学校を自らの利益主張の対象として位置付けるとともに、学校もサービス提供者として、消費者のニーズに応答する側として自らを位置付けるようになったことを意味する。

②学校と保護者との関係性変容は、近年の教育改革やそれを包括する社会変化によって影響を受けているものと考えられる。とくに教育改革によって新たに設けられた、学校選択制や学校への保護者参加制度、さらには、

それらの達成度を測る学校自己評価システムの整備である。これらの諸制度の設置によって保護者は学校に対する忌避感を減殺させたと考えられる。

③このような「私化」現象は決して否定されるべきものではなく、これまで閉鎖的、密室的、権威的であった学校に対して保護者が自らのニーズを主張しうるように変化したと理解すれば、むしろ学校は「公共化」しつつあると捉えることも可能である。

④望ましい学校の「公共化」とは、保護者の要求に学校が一方的に応えるのではなく、保護者と学校とが双方の主張を述べ合い、議論し、合意形成を果たすことが可能となる状態を意味すると考えられる。

⑤学校と保護者とが対話可能となるためには、学校内制度を構築するとともに、双方のみによっては対話不能な状態に至った時に、すなわち紛争に至った際に、調停・調整役として期待されるのが教育 ADR 機関であると考えられることになる。換言すれば、教育 ADR 機関を構築することは学校と保護者双方の主張や利害を調停・調整し、また相互理解を醸成させる場（公共的フォーラム）を設定することと同義となる。

⑥しかし、調査の結果、現状では二つの困難な状況が存在することが判明した。第一に、現在、教育現場においては、行政機関や民間企業が作成した保護者対応マニュアルが普及しつつあることである。これは、企業の「クレーム対応マニュアル」に類似した内容となっている。多忙化を極める教育現場にとっては、紛争処理のマニュアル化の必要性は理解できるが、処理が画一化し、当事者の納得や満足が調達できなくなる可能性もある。

第二の困難さとは、第一と同様に、既存の教育 ADR 機関の多くが保護者への対応を念頭に置いたリスクマネジメント機関として設計されていることである。つまり、紛争処理に際して、学校と保護者との今後の関係を見据えて行うというよりも、保護者の納得をいかに引き出すか、に主眼を置いたものとなっている。このため、現在の教育 ADR 機関は、学校と保護者とのフォーラムの場としては機能しえない可能性が高いのが現状である。

⑦学校内及び教育 ADR 機関において行われている紛争処理の多くは、当事者同士の直接交渉もしくは第三者による調査に基づく一方または双方への助言というものであった。これは日本における紛争処理論で重要視されるメディエーション技法が、教育 ADR 機関においては、採用されていないもしくは認知さ

れていないことを意味するものと考えられる。

#### (4) 今後の展望

以上の研究成果については、学会誌論文と学会報告によって発表しているが、本研究を通じて、以下の課題が生じることとなった。

①第一に、教育ADR機関の構築には、紛争当事者間の対話醸成をその目的の基底に据えることが必要と考えられるにいたったが、対話を促進させるためには具体的ないかなる制度・手続なのかを明らかにする必要性が生じた。この点については、国内外の様々なADR機関の制度・手続を引き続き調査研究する必要がある。

②第二に、学校と保護者の関係性が、教育制度改革や社会変化に応じて変容しつつあると考えることができるのであれば、そのコンテキストで生じている学校教育紛争もその質や量を変化させつつあると考えられることになる。そのため、今後の紛争調査において、学校と保護者との関係性変容をも視野に入れていく必要性が生じることになる。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計1件)

①土屋明広、学校の公共化/私化、法社会学学会誌、査読無し、68巻、2008、136-148

[学会発表] (計2件)

①土屋明広、自己昂進プログラムとしての法、法社会学会九州研究支部研究会、2010.3.21、九州大学(福岡県)

②土屋明広、公共化/私化する学校、法社会学会学術大会、2007.5.13、新潟大学(新潟県)

#### 6. 研究組織

##### (1) 研究代表者

土屋 明広 (TSUCHIYA AKIHIRO)

岩手大学・教育学部・教授

研究者番号：50363304